

奨学金返還のしおり

「奨学金返還のしおり」は、奨学金の返還手続きや、猶予等の手続きについてまとめたものです。 返還が完了するまで、お手元に大切に保管し、必要に応じて諸手続きを行ってください。 奨学金は、貸し付けられたものです。最後まで責任をもって返還しましょう。



返還相談コーナー(コールセンター)

06-6357-6286

[業務時間]月曜〜金曜 9:00〜19:00/土曜・祝日 9:00〜17:00(日曜・年末年始を除く) ※都合により変更となる場合があります。

- ・口座振替の申込み、住所等の変更や各種願の届出
- ・返還の猶予手続きに関するご相談 ・口座引落ができなかった場合のご相談 など

滞納ゼロ作戦室

06-6357-4579

「業務時間]月曜~金曜 9:00~17:30(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

・返還が滞っている場合、督促状や裁判所からの通知が届いた場合の返還相談 など

採用貸付課

06-6357-6272

[業務時間]月曜~金曜 9:00~17:30(土曜・日曜・祝日・年始年末を除く)

・奨学金の貸付に関すること ・卒業前の繰り上げ返還に関すること など

各種様式は育英会ホームページからダウンロードすることができます。

大阪府育英会





公益財団法人

大阪府育英会



〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館 2階 [業務時間]月曜〜金曜(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)9:00〜17:30



住所、氏名、電話番号等の変更があるときは必ず大阪府育英会に届け出をしてください。

返還が始まる皆さんへ

この「奨学金返還のしおり」は、奨学金の返還の手続きについてまとめています。 自分でよく読み、連帯保証人(保護者)の方にも、必ず読んでもらいましょう。

- ●大阪府育英会の奨学金制度は、向学心に富みながら経済的な理由により修学が困難な 生徒に対し奨学金の貸付けを行い、教育の機会均等を図ることを目的としています。
- ●奨学金は、奨学生であった**先輩達から返還された返還金**によって、修学に必要な 資金を貸し付けする制度です。
- ●あなたから返還された返還金は、奨学金を必要とする後輩達のための貸付資金と なります。卒業後は、奨学生本人が責任を持って返還しなければなりません。
- ●奨学生一人ひとりが責任を果たすことにより成り立っている制度です。 この制度が将来にわたって持続でき、一人でも多くの後輩達が利用できるよう、 約束どおりの返還をしてください。

〜今後も奨学金制度を継続するために〜 「滞納ゼロ作戦」展開中

借りたお金を返すことは、当然のルールです。

奨学生本人から返還されない場合には、連帯保証人が返還しなければなりません。 もし、正当な理由なく返還されないときは、裁判所を通じた督促や、給与等の差押えなど 法的な方法により、返還を強制する場合もあります。

目 次

返遠力	が始まる皆さんへ	
これた	ごけは守りましょう	1
返 還	の記録	2
第1	奨学金の返還手続きについて	3
第2	奨学金の返還方法について	4
	返還年額について	5
	返還予定表(例)	6
第3	奨学金返還口座申込書について	7
	奨学金返還口座申込書の記入例	8
第4	約束どおりに返還することが困難になったとき	9
	1. 返還方法の相談	
	2. 返還の猶予	
	3. 返還の猶予期間等	
	4. 返還の免除	10
第5	返還金の督促について	11
第6	個人情報の取扱いについて	12
第7	よくあるご質問(FAQ)	13
第8	様式集	18
	(1)住所•氏名•勤務先 変更届 (様式50号)	22
	▶記入例は 19 ページ	
	(2)返還猶予願(様式55号-1)	23
	▶記入例は 20 ページ	
	(3)返還猶予願(在学猶予)(様式55号-2)	24
	▶記入例は 21 ページ	
代理返	 選制度について	25
		26

これだけは守りましょう

奨学金返還口座申込書を必ず提出してください。 (進学予定の方も提出してください)

奨学金返還口座申込書は、奨学金の返還を行うにあたり、借用人(奨学生)本人の金融機関の 預貯金口座から口座振替(自動引落し)を行うために必要な書類です。

平成29年4月(平成29年度)以前に採用された方は、奨学金返還口座申込書と併せて 奨学金借用証書の提出も必要です。(決定番号の採用年度が「17」以前の方です。)

約束どおりに返還してください。

決められた返還金額を、決められた返還期日に必ず返還してください。 6か月以上滞納すると、延滞金(年8.9%)が発生します。

返還が困難になったら、すぐに連絡をしてください。

約束どおりの返還ができなくなったときは、**すぐに育英会に連絡をしてください**。 あなたの状況をお聞きし、特別な事情があると育英会が認めたときは、返還の期間を延期する 返還の猶予や、月々の返還額を軽減するなど、返還方法について相談することができます。 なお、返還の猶予期間中には、延滞金は発生しません。

住所・氏名・電話番号・勤務先が変わったら 必ず連絡してください。

住所・氏名・電話番号・勤務先が変わったときは、すみやかに育英会まで届け出てください。まずは、電話で連絡してください。

返還の記録

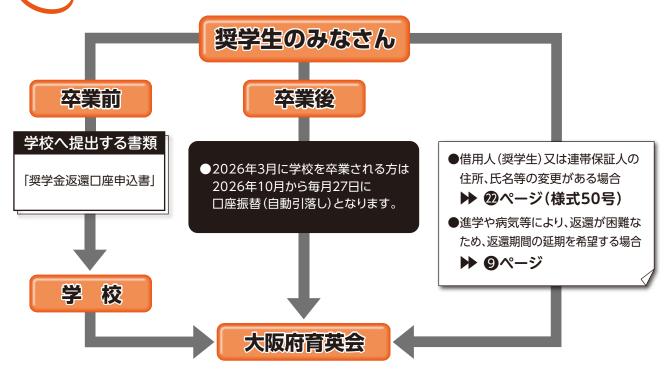
- ○大阪府育英会では、すべての事務を決定番号で整理しています。 問合せや願出、届出があるときは、<mark>決定番号が必要となります</mark>。
- ○下記の表は、奨学金を返還するための基本的な項目です。 奨学金の返還が完了するまで必要な内容ですので、必ず記入してください。

※次の事項は必ず記入しておきましょう。

٠.		学別	採用	年度			番	号				
	定 番 号											
-	計用人氏名 奨学生氏名)											
借()	用金額返還総額)		百	+	万	千	Ē	3	+	円		
返	還 年 数	年										
返	遠 還 方 法				月払	(1) L						
]座振替日	(□座抗	毎月27日 (口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。)									
			銀行									
預		口 座 番 号										
貯金	銀 行	普通預金 No.										
		名義人	•									
座		通	帳 記	号		通	帳	番	号			
振替	ゆうちょ銀行 (郵便局)											
		名義人										
連	幕保証人											

第1 奨学金の返還手続きについて

奨学金の返還手続きの流れ



1. 学校から受け取る書類

[**貸付額通知書**](平成29年度以前に採用された奨学生の方は、[奨学金借用証書])、 [<mark>奨学金返還口座申込書</mark>]、[<mark>奨学金返還のしおり</mark>]を受取ります。

○貸付額通知書や奨学金返還□座申込書の情報を、本しおり②ページの返還の記録に 記入してください。

2. 学校へ提出する書類

本しおりの⑦・⑧ページを読まれてから、[<mark>奨学金返還口座申込書</mark>]に署名し、金融機関に届出をしている印鑑を押して、<mark>2枚目(金融機関用)と3枚目(大阪府育英会用)</mark>を学校に提出してください。

○平成29年度以前に採用された方は[奨学金返還□座申込書]と[奨学金借用証書]を学校に 提出してください。(決定番号の採用年度が「17」以前の方です。)

3. 返還の開始から終了まで

貸付終了後、6か月間の据え置き期間を経過した2026年10月から奨学金返還口座申込書で指定された金融機関の預貯金口座から、毎月27日に口座振替(自動引落し)します。返還が全て終了すると「完済のお知らせ」を送付します。

○辞退・退学等の方の返還開始時期については、大阪府育英会に問い合わせください。

第2 奨学金の返還方法について

1. 奨学金の返還方法と口座振替日について

卒業した年の10月から、毎月決められた金額を、あなたの預貯金口座から口座振替(自動引落し)によって返還していただきます。

□座振替日	返還方法	振 替 日
(返還期日)	月 払 い	毎月27日

- ○□座振替日の前日までに、預貯金□座へ返還金を入金してください。
- ○□座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。

2. 口座振替のお知らせ等について

(1) 口座振替のお知らせについて(口座振替額や返還残額等のお知らせ)

□座名義人宛てに、初年度の10月上旬に□座振替のお知らせを送付します。 次年度以降は、毎年4月上旬に送付します。

(2) 口座振替後の預貯金通帳の表示(記帳) について

預貯金通帳には、「AP(オオサカフイクエイ)」と表示(記帳)されます。

(3)残高不足等の理由で振替不能となった場合

□座振替日に残高不足等の理由で□座振替ができなかった場合は、次のような 取扱いになります。

振替不能回数	取扱い
1 🗆 🗏	翌月の振替日に、2か月分の金額を振替します。 ▶□座名義人宛てに、□座振替のお知らせ(再振替の案内)を送付します。
2 🗆 🗏	翌月の振替日に、3か月分の金額を振替します。▶□座名義人宛てに、□座振替のお知らせ(再振替の案内)を送付します。▶連帯保証人宛てに、返還状況についてお知らせを送付します。
3回連続して 不能	月払いの口座振替の取扱いを停止し、振込用紙で年2回返還する 半年払い(半年賦)に変更します。 ▶借用人宛てに半年払いの振込用紙を送付します。 ▶連帯保証人宛てに、返還状況についてお知らせを送付します。

- ○振替不能の方にSMS (ショートメッセージ) を送る場合があります。
- ※半年払いとは6月30日と12月30日を返還期限として、各6か月分の返還金を金融機関等の 窓口で振込用紙により返還する方法です。
 - ●例● 月額1万円の方であれば、6月30日に6万円、12月30日に6万円を返還していただきます。

3. 繰上返還について

奨学金の返還は、いつでも全額又は一部を繰り上げて返還することができます。 ご希望の際は、□座名義人である借用人(奨学生)から大阪府育英会に連絡してください。

- 一部を繰り上げて返還したときは、返還期日が先に到来するものから充当します。
- 報奨金制度は平成20年度採用者(決定番号の採用年度が「08」)から廃止となりました。

4. 返還年額について

(1) 返還年額

貸付額に応じて、それぞれ年間に返還する金額(返還年額)が定められています。

(2) 返還年額表

1. 入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて借りた場合

	年間に返還する	· 類(返還年額)	
借用金額の総額(例)	初年度 (10月~3月)	2年目以降 (4月~3月)	月額
180万円以下	60,000円	120,000円	10,000円
180万円超え 198万円以下	78,000円	156,000円	13,000円
198万円超え 216万円以下	84,000円	168,000円	14,000円
216万円超え 234万円以下	90,000円	180,000円	15,000円
234万円超え 252万円以下	96,000円	192,000円	16,000円
252万円超え 270万円以下	102,000円	204,000円	17,000円
270万円超え 288万円以下	108,000円	216,000円	18,000円

2. 入学時増額奨学資金のみを借りた場合

	年間に返還する		
借用金額の総額(例)	初年度 (10月~3月)	2年目以降 (4月~3月)	月額
25万円以下	24,000円	48,000円	4,000円

(令和7年度入学生からは37万円以下になります)

3. 奨学資金のみを借りた場合

	年間に返還する	·額(返還年額)	
借用金額の総額(例)	初年度 (10月~3月)	2年目以降 (4月~3月)	月額
144万円以下	48,000円	96,000円	8,000円
144万円超え 162万円以下	54,000円	108,000円	9,000円
162万円超え 180万円以下	60,000円	120,000円	10,000円
180万円超え 198万円以下	66,000円	132,000円	11,000円
198万円超え 216万円以下	72,000円	144,000円	12,000円
216万円超え 234万円以下	78,000円	156,000円	13,000円
234万円超え 252万円以下	84,000円	168,000円	14,000円

- ○返還年額表1に該当する方は、定期増額型の返還方法も選択できます。 定期増額型とは、月払いで毎年6月と12月に月額を増額して返還する方法です。 なお、返還年額は定期増額型を選択しても変わりません。 ご希望の方は、6月下旬~7月初旬にお送りする返還開始のお知らせが到着後に、育英会まで
 - ご希望の方は、6月下旬~7月初旬にお送りする返還開始のお知らせが到着後に、育英会まで連絡してください。
- ○入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて申し込みせず、各資金を借りている方は返還年額表の 2と3の各返還年額等が適用されます。

なお、2と3に該当する方は、定期増額型の返還方法は選択できません。

具体例は、6ページの「返還予定表(例)」をご覧ください。

返還予定表(例)

1. 入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて借りた場合

例 1 貸付額 350,000円 (月額 10,000円)

単位:円

	年	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4	刀 年	度							10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
2	2 年	目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
3	3 年	目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
Ē	晨終	年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000				—	—		—	50,000

返還総額350,000返還回数35回

例 2 貸付額 550,000円 (月額 10,000円)

単位:円

	年月]	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初] 年	度		—					10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
2	年	目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
3	年	目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
4	年	目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
5	年	Ħ	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
튶	晨終年	度	10,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—			10,000
											FF0 000				

返還総額550,000返還回数55回

返還回数

2. 入学時増額奨学資金のみを借りた場合

例 3 貸付額 50,000円 (月額 4,000円)

単位:円

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初年度							4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000
最終年度	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000		—	—		-	26,000
												返還総額	50,000

例 4 貸付額 250,000円 (月額 4,000円)

13回

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初年度							4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000
2 年 目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000
3 年 目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000
4 年 目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000
5 年 目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000
最終年度	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	—			34,000
返還総額										250,000			

返還総額 250,000 返還回数 63回

3. 奨学資金のみを借りた場合

例 5 貸付額 300,000円 (月額 8,000円)

単位:円

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初年度							8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	48,000
2 年 目	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	96,000
3 年 目	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	96,000
最終年度	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	4,000	—				60,000
· 顶環総額											300.000		

返還回数 38回

第3 奨学金返還口座申込書について

1. 奨学金返還口座申込書とは

奨学金を受領した借用人(奨学生)の金融機関の預貯金口座から、

- 口座振替(自動引落し)を行うために必要となる書類です。
- ○印刷されている預貯金□座は、大阪府育英会から奨学金を貸付けした□座です。
- ○奨学金返還□座申込書は複写式です。 1枚目は借用人(奨学生)控え、2枚目は金融機関用、3枚目は大阪府育英会用です。

2. 奨学金返還口座申込書の署名

奨学金返還口座申込書の[口座名義人(署名)]欄に、借用人(奨学生)本人が 黒のボールペンで署名してください。

○複写式なので、下の2枚の用紙にも写るように署名してください。

3. 奨学金返還口座申込書に押す印鑑

奨学金返還口座申込書に印刷されている金融機関に届出をしている印鑑を [金融機関お届出印]の欄に、鮮明に押してください。

- ○届出をしている印鑑がわからない場合は、<u>必ず金融機関で確認してください。</u>
- ○必ず2枚目(金融機関用)と3枚目(大阪府育英会用)に印鑑を押してください。

印鑑レス口座の場合

(口座開設時に金融機関お届出印を登録していない口座)

金融機関によっては任意の印鑑等が必要な場合がありますので金融機関に確認をしてください。 任意の印鑑等が必要でない場合は、[金融機関お届出印]の欄に「印鑑レス口座」と記入してください。 ※必ず2枚目(金融機関用)と3枚目(大阪府育英会用)にも記入して下さい。

4. 奨学金返還口座申込書に記入する借用人(奨学生)の届出欄の記入

[借用人住所・電話番号届出欄]に、借用人(奨学生)の氏名、住所、電話番号を記入してください。記入した届出先が連絡先となりますので、3枚目(大阪府育英会用)に鮮明に写っているか確認してください。

5. 奨学金返還口座申込書の提出

奨学金返還口座申込書の<mark>2枚目(金融機関用)と3枚目(大阪府育英会用</mark>)を、 学校を通じて大阪府育英会に提出してください。

- ※1枚目は、借用人(奨学生)控えですので、ご自身で保管してください。
- ○進学予定の方も、「奨学金返還□座申込書」を提出してください。
- ○平成29年度以前に採用された方は[奨学金借用証書]と併せて、提出してください。 (決定番号の採用年度が「17」以前の方です。)

記入例は、8ページをご覧ください。

奨学金返還口座申込書の記入例

印鑑の間違い、鮮明に印鑑が押されていない、印鑑の重ね押しなどがある場合は 奨学金返還口座申込書を再提出していただくことになります。

間違いのないように署名し、印鑑を押してください。

記入例

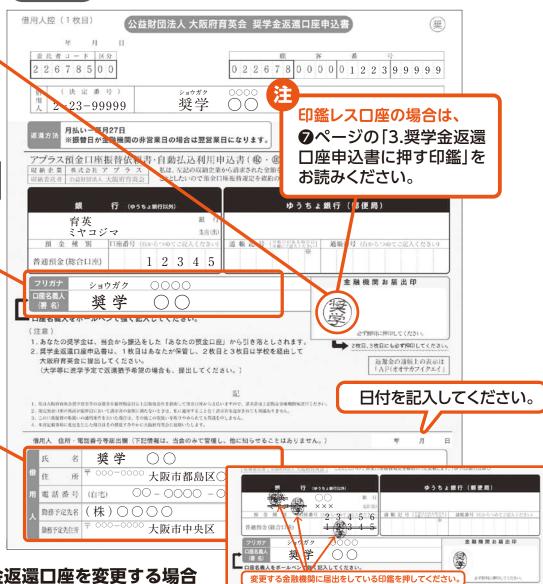
必ず2枚目と3枚目

にも金融機関に届 出をしている印鑑 を押してください。

届出の印鑑以外を押すと、 金融機関で受付されません。

借用人本人が必ず 署名してください。

借用人(奨学生)の 氏名、住所、電話番 号・勤務先を鮮明に 記入してください。



印字している奨学金返還口座を変更する場合

※ 借用人(奨学生)以外の方の口座には変更できません。

奨学金返還口座を変更する場合は、変更する箇所に定規で2本線を引き、 余白に書き直し、2本線の上に変更後の金融機関の「金融機関お届出印」を押して提出して ください。

※ 2026年5月初旬より、大阪府育英会のホームページからインターネット上で 奨学金返還口座を変更できる「Web口座振替受付サービス」をご利用いただけます。

大阪府育英会のホームページのメニュー画面にある「Web口座振替受付サービス のご案内」をクリックし、案内を読まれてから変更手続きをお済ませください。 (同サービスを利用できない金融機関がありますので、ご了承ください。)



第4 約束どおりに返還することが困難になったとき

約束どおりに返還することができなくなったときは、すぐに育英会に連絡してください。 あなたの事情により、返還の猶予や毎月の返還額について相談することができます。

1.返還方法の相談

あなたの状況をお聞きし、特別な事情があると育英会が認めたときは、返還の猶予や 月々の返還額を軽減するなど、返還方法について相談することができます。

2.返還の猶予

返還の猶予は、借用人(奨学生)が本しおりの⑩ページに示す猶予事由のため返還することが 困難になった場合に、申請手続きにより<mark>返還の期間を延期できる制度です。</mark> なお、<mark>返還の猶予期間中には、延滞金は発生しません</mark>。

- ○返還猶予を希望する場合は、猶予事由を証明する書類と返還猶予願を大阪府育英会に 提出してください。返還猶予願は本しおりの③ページ(様式55号-1)又は④ページ (在学猶予:様式55号-2)の様式をご利用ください。
- ○大学等に進学(在籍)し、返還猶予を希望する場合は、4月1日以降に、最近3ヶ月以内に 発行された「在学証明書」と返還猶予願(在学猶予:様式55号-2)を大阪府育英会に 速やかに提出してください。なお、合格通知書等では返還猶予の手続きはできません。

3.返還の猶予期間等

返還猶予の期間は、当該年度内です。さらに翌年度もその事由が継続するときは、 1年ごとの願い出により、原則として5年を限度として延期することができます。

- ○返還猶予の事由が「学校在学」の場合は、学校に在学する期間(最短修業期間)となります。 ただし、夜間又は通信制の場合は1年ごとの願い出が必要となります。
- ○育英会は返還猶予期間中において、その事実を確認するため、猶予事由を証明する書類や 理由書の提出を求めることがあります。
- ○返還猶予期間中に奨学金の一部を返還した場合は、返還期日が先に到来するものから 充当します。

返還の猶予期間が終了したあとの手続き等は、ゆページをご覧ください。

猶予事由	証明書等	証明書発行者	様式
災害(火災・風水害等)	罹(り)災証明書等	市区町村長·消防署長	
傷病	診断書等 (就労困難との記載があること)	医師等	
生活保護受給中	生活保護受給証明書	福祉事務所長・ 保健福祉センター長	
非課税	非課税を証する書類	市区町村長	
失業中	雇用保険受給資格者証又は 離職証明書等	公共職業安定所 (ハローワーク)長等	55号-1
各種学校	在学証明書(修業期間6ヵ月以上)	在学学校長	
留学	在学証明書(留学期間6ヵ月以上) ※日本語訳を添付	在学学校長	
研究生•聴講生	課税証明書等と在学証明書	市区町村長·在学学校長	
学校進学準備中	進学準備中を証する書類	出身学校長又は担任教諭	
学校在学	在学証明書	在学学校長	55号-2

4.返還の免除

借用人(奨学生)が次の事由のため、<mark>奨学金の返還が将来にわたってできなくなった場合、</mark> 願い出により返還未済額の全部又は一部を免除することがあります。

○該当する場合は、大阪府育英会に相談してください。 なお、返還免除の願い出は免除事由を証明する書類等の提出が必要です。

免除事由	証明書等
死亡	医師の死亡証明書又は 死亡を証明する戸籍抄本、住民票除票等
身体障がい	身体障害者手帳の写し及び医師の診断書
1級及び2級	(将来にわたって就労困難との記載があること)
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の写し及び医師の診断書
1級及び2級	(将来にわたって就労困難との記載があること)
知的障がい	療育手帳Aの写し及び医師の診断書 (将来にわたって就労困難との記載があること)
身体障がい3級及び	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し、医師の診断書
精神障がい3級	(将来にわたって就労困難との記載があること)及び収入に関する証明書(直近5か年分)
傷病又は疾病	医師の診断書 (将来にわたって就労困難との記載があること) 及び収入に関する証明書 (直近5か年分)
破産による免責	免責決定又は再生弁済完了が確認できる書類、かつ連帯保証人が免除
民事再生による完済	事由に該当することが確認できる書類

第5 返還金の督促について

- ○奨学金は、借用人であるあなたが責任を持って返還しなければなりません。 あなたが返還しない場合は、連帯保証人に請求し、支払っていただきます。
- ○滞納した場合には、督促状を送付するほか、自宅や勤務先へ電話又は訪問による 督促を行います。また、回収を専門とする債権回収会社(サービサー)に回収業務を 委託する場合もあります。
- ○あなたや連帯保証人に返還を請求しても返還に応じないときは、<mark>裁判所を通じた督促や</mark> 給与等の差押えなどの法的な方法により、返還を強制します。

法的措置

支払督促申立

債権者である育英会が、裁判所に申立てを行うことにより、裁判所があなたや 連帯保証人に対してお金の支払いを命じる制度です。

強制執行

債権者である育英会が、裁判所に申立てを行うことにより、裁判所があなたや 連帯保証人の給料等を差押えし、会社(給料の支払者)から給料の一定額を 強制的に支払っていただく制度です。

延滞金

奨学金の返還を延滞したときは、延滞金が発生します。

延滞金は、延滞した期間が6か月を超えるごとに、滞納元本額に対し4.45%(年8.9%)を乗じて計算した金額となります。

返還金の充当順位

元本のほかに督促手続き費用及び延滞金を徴収する必要がある場合、 支払われた返還金額が、これらの合計に満たないときは、

●督促手続き費用(裁判費用) ②元本 ③延滞金の順に充当します。

第6 個人情報の取扱いについて

大阪府育英会では、個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するにあたり、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置をとり、適切な管理を行います。

- ○あなたから届出のある氏名、住所、預貯金□座、連帯保証人の氏名・住所等の個人情報は、 奨学金返還事務のために利用します。
- ○借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなく なったときや返還が延滞したときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等を請求し、 住所の確認調査を行います。

第7 よくあるご質問(FAQ)

奨学金	の返還について
Q1	奨学金に利息はかかりますか?
Q2	いつから返還が始まりますか?
Q3	奨学金をどのようにして、返還していくのですか?
Q4	毎月何日に返還すればよいのですか?
Q5	毎月払いの返還金額はいくらになりますか?
繰上げ	返還について
Q1	奨学金を全額または一部を繰上げて返還することができますか?
Q2	毎月払いの金額を増額して返還することはできますか?
奨学金	返還口座の変更について
Q1	奨学金を返還する口座を、保護者の口座に変更できますか?
Q2	奨学金を返還する口座を、変更する方法を教えてください。
返還の	猶予について
Q1	返還の猶予をすると、利息や延滞金が発生しますか?
Q2	連帯保証人(保護者)が失業した場合は、返還の猶予はできますか?
	大学に進学(在籍)したため、返還の猶予を希望します。 返還の猶予手続きについて教えてください。
	高等学校等を卒業しましたが、就職せず大学へ進学するために 予備校等に通っています。返還の猶予はできますか?
	高等学校等を卒業しましたが、就職せず大学へ進学するために 予備校等に通わず、自宅で学習しています。返還の猶予はできますか?
	借用人(奨学生)が失業し、再就職するまで返還が困難になります。 返還の猶予はできますか?
Q7	返還の猶予期間を教えてください。
返還の	猶予期間が終了したあとの手続き等
Q1	いつから返還が始まりますか?
Q2	奨学金をどのようにして、返還していくのですか?
Q3	毎月何日に返還すればよいのですか?
Q4	毎月払いの返還金額はいくらになりますか?
Q5	口座振替(奨学金の返還口座)の申込み方法を教えてください。

奨学金の返還について

Q1 奨学金に利息はかかりますか?

- A 大阪府育英会の奨学金は無利息です。
 - ※ただし、奨学金の返還を延滞したときは、延滞金が発生します。 延滞金の額は、延滞した期間が6か月を超えるごとに、滞納元本額に対し 4.45%(年8.9%)を乗じて計算した金額となります。
- **Q2** いつから返還が始まりますか?
- A 高等学校等を卒業した年の10月から返還が始まります。
 - ※貸付の辞退、高等学校等を退学等された方の返還の開始時期については 大阪府育英会採用貸付課までお問い合わせください。
- Q3 奨学金をどのようにして、返還していくのですか?
- A 借用人(奨学生)本人の口座から、口座振替(自動引落し)で毎月返還していきます。
- Q4 毎月何日に返還すればよいのですか?
- A 毎月27日に口座振替となります。 口座振替日の前日までに、預貯金口座へ返還金を入金してください。
 - ※口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。
- Q5 毎月払いの返還金額はいくらになりますか?
- A 本しおり⑤ページの「4.返還年額について」をご覧ください。

繰上げ返還について

- Q1 奨学金を全額または一部を繰上げて返還することができますか?
- 可能です。ご希望の際は、口座名義人である借用人(奨学生)から大阪府育英会に 連絡してください。
- Q2 毎月払いの金額を増額して返還することはできますか? (例)毎月払いの金額を10,000円から20,000円に増額するなど
- A 可能です。ご希望の際は、口座名義人である借用人(奨学生)から大阪府育英会に 連絡してください。

奨学金返還口座の変更について

- Q1 奨学金を返還する□座を、保護者の□座に変更できますか?
- A 借用人(奨学生)本人以外の口座には変更できません。
 - ※借用人(奨学生)本人名義の口座であれば変更ができます。
- **Q2** 奨学金を返還する口座を、変更する方法を教えてください。
- A 奨学金返還口座の変更は、以下の2つの方法があります。

インターネットを利用して変更する場合

返還が始まる年度の5月初旬から、インターネットで振替口座の変更が可能です。

※大阪府育英会のホームページのメニュー画面にある「Web口座振替受付サービスのご案内」より変更手続きをお済ませください



インターネット以外の方法で変更する場合

大阪府育英会まで連絡してください。その際に、本会から奨学金返還口座申込書をお送りします。

返還の猶予について

- Q1 返還の猶予をすると、利息や延滞金が発生しますか?
- A 返還の猶予をしても利息や延滞金は発生しません。
- **Q2** 連帯保証人(保護者)が失業した場合は、返還の猶予はできますか?
- A 借用人(奨学生)本人が猶予事由に該当した場合に、返還の猶予を願い出することができます。
- Q3 大学に進学(在籍)したため、返還の猶予を希望します。 返還の猶予手続きについて教えてください。
- A 進学後、4月1日以降に下記の書類を速やかに大阪府育英会に提出してください。
 - ①入学した学校の在学証明書
 - ②返還猶予願(在学猶予) 様式55号-2(20ページ)

- Q4 高等学校等を卒業しましたが、就職せず大学へ進学するために 予備校等に通っています。返還の猶予はできますか?
- A 可能です。卒業後4月1日以降に下記の書類を速やかに大阪府育英会に提出してください。
 - ① 予備校等の在学(在籍)証明書
 - ② 返還猶予願 様式55号-1 (33ページ)
- Q5 高等学校等を卒業しましたが、就職せず大学へ進学するために 予備校等に通わず、自宅で学習しています。返還の猶予はできますか?
- A 可能です。卒業後4月1日以降に下記①及び②の書類を 速やかに大阪府育英会に提出してください。
 - ① 出身学校長又は担任教諭からの、進学準備中を証する書類
 - ※ 卒業後、4月1日以降に出身学校長又は担任教諭に書類作成を依頼してください。 進学準備中を証する書類については、当会ホームページに掲載の 「進学準備中証明書 様式55号-1 別紙1」をご使用ください。
 - ② 返還猶予願 様式55号-1 (③ページ)
- Q6 借用人(奨学生)が失業し、再就職するまで返還が困難になります。 返還の猶予はできますか?
- 失業中を理由に、返還の猶予を願い出することができます。
 まずは借用人(奨学生)本人から、大阪府育英会に連絡してください。
- **Q7** 返還の猶予期間を教えてください。
- A 返還の猶予を承認した年度の4月~3月までの期間(1年度)です。 ただし、学校在学の事由による猶予の場合は、学校に在学する期間(最短修業期間)と なりますので、在学期間中の猶予の再申請は不要です。
 - ※ 夜間又は通信制の場合は1年ごとの願い出が必要となります。
 - ※ 返還猶予承認後に、大阪府育英会から「返還猶予承認通知書」を送付しますので、 届きましたら返還猶予期間等を必ず確認してください。

返還の猶予期間が終了したあとの手続き等

- Q1 いつから返還が始まりますか?
- A 返還の猶予期間が終了した年の10月から返還が始まります。 同年の6月下旬~7月初旬に「返還開始のお知らせ」をお送りします。
- Q2 奨学金をどのようにして、返還していくのですか?
- A 借用人(奨学生)本人の口座から、口座振替(自動引落し)で毎月返還していきます。
- Q3 毎月何日に返還すればよいのですか?
- A 毎月27日に口座振替となります。 口座振替日の前日までに、預貯金口座へ返還金を入金してください。
 - ※口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。
- Q4 毎月払いの返還金額はいくらになりますか?
- **A** 本しおり⑤ページの「4.返還年額について」をご覧ください。
- Q5 口座振替(奨学金の返還口座)の申込み方法を教えてください。
- A 返還の猶予期間が終了した年の4月中旬から、 インターネットで口座振替の申込みが可能です。

インターネットを利用した口座振替の申込み

大阪府育英会のホームページのメニュー画面にある「Web口座振替受付サービスのご案内」より 申込みをお済ませください。



インターネット以外の口座振替の申込み

インターネットを利用せず、口座振替の申込みをする場合は、返還の猶予期間が終了した年の 6月下旬~7月初旬にお送りする「返還開始のお知らせ」に同封している

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」で口座振替の申込みをお済ませください。

第8 様式集

(1) 住所•氏名•勤務先 変更届 (様式50号)
▶記入例は 19 ページ
(2)返還猶予願 (様式55号-1)
▶記入例は 20 ページ
(3)返還猶予願(在学猶予) (様式55号-2)24
▶記入例は 21 ページ

様式について

各様式は、公益財団法人大阪府育英会ホームページからダウンロードができます。 (本しおりの様式のコピーを使用していただいても結構です。)

大阪府育英会 様式集 で 検索 🔾





作成した年月日を記入してください。

住所・氏名・勤務先変更届

様式 50 号

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

学別

令和○年 ○月 ○日

決定番号を記入してください。
不明の場合は、育英会にお問合せください。
9 + 9 + 9 +

 決定番号
 2
 2
 3
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9</t

下記のとおり、届け出内容に異動がありましたので、届け出します

採用年度

認印でも結構です。

借用人 変更記入欄

旧住所	(₸ -	-)
新住所	(₹	・住所に変更があった場合、旧住所と新住所を記入してください。 ・電話番号に変更があった場合、新しい番号を記入してください。
新電話番号	(自宅番号	TONIUM TO
旧氏名	(フリガナ)	氏名に変更があった場合、改姓理由も記入してください。
新氏名	(フリガナ) 	
		7 勤務先に変更があった場合、
新勤務先	1生 別	新しい勤務先を記入してください。
	勤務先名	電話番号 — —

連帯保証人(連帯借用人) 変更記入欄

旧住所	大阪市都島区○○町○番○○号										
新住所	〒000-0000) 大阪市北区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇マンション〇〇〇号室										
新電話番号	(自宅番号) 06-〇〇〇-〇〇〇	(携帯番号)	090-000-000								
旧氏名	(フリガナ) ショウガク ハナコ 奨 学 花子	改姓理由	AL INS ON L. L.								
新氏名	(フリガナ) イクエイ ハナコ 育英 花子	以姓珪田	結婚のため								
新勤務先	住 所 (〒○○○-○○○○) 大阪市中央区		○○町○番○号								
	勤務先名 (株)〇〇〇	電話番号	06-000-000								

★氏名変更の場合、金融機関へ届け出しましたか?

は い・ いいえ

※□座振替で返還の方は、どちらかに○でお答えください。

記入上の注意事項

- 1. 原則、借用人が届け出る必要があります。ただし、借用人が届け出できない事情がある場合は、連帯保証人(連帯借用人)から届け出してください。
- 2. 届け出る際は変更がある項目のみを記入してください。変更がない項目は、未記入のまま空欄とするか、斜線を引いてください。
- 3. 氏名・住所を変更する場合は、変更する者は住民票を添付してください。



作成した年月日を記入してください。

猶 予 返 還

様式 55 号 -1

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

令和○年 ○月 ○日

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金又は入学資金について、下記の理由に より別紙証明書を添えて返還の猶予を願い出ます。

借用人本人が自署し、必ず決定番号を記入してください。

認印でも結構です。

	学別	学別 採用年度 番号							フリガナ	ショウ	ウガク	タロウ		
決定番号	2	2	3	9	9	9	9	9	借用人氏名	奨	学	太良	jk	(
			! ! ! !						生年月日		年	月	В	
住所	〒○○○-○○○○ ・決定番号を記入してください。 大阪市都島区○○町 ※2□の借入がある場合は、2段目を使用してください。													
自宅電話		06 -	- 00	000) – (000	00		携帯電話		090 -	-0000	-00	00
勤務先名称									勤務先 住所	〒 −				
219	電話の頭い出の理由に							い出の理由に○をして、必要な証明書等を						

返還猶予の理由

該当する願い出の理由にOを付しない。

願い出の理由	災害 (火災・風水害等)	傷病	生活保護受給中	非課税	失業中	各種学校	留学	研究生 ・ 聴講生	学校 進学準備中	その他
育英会使用欄	1	2	3	4	5	17	18	20	21	7•26

・願い出に必要な証明書等やお知らせなど、必ず裏面をお読みください。

大阪府育英会 使用欄

状 況

願い出をするにあたり、現在の状況(生活・家庭・収入など)を必ず記入してください。

(株)○○に勤めていましたが、会社側の都合で、退職することになり、 私の収入がなくなりました。

現在、1才と3才の子供がおり、短時間で仕事をしている妻の収入(月収〇万円)と 私の失業手当(〇万円)で、家族4人生活をしています。

必ず、現在の状況を記入してください。

今後の返還の見込みについて必ず記入してください。

(記入例) 1日でも早く返還できる状況となり、大阪府育英会からの貸付金を約束どおり返還していきます。 会社に勤務している当時、会社の支援で資格の取得をしました。

その資格を生かせる再就職先を探しており、仕事が決まれば今までのように 奨学金を返還していきます。

必ず、今後の返還の見込みを記入してください。

返還の猶予中または返還の猶予期間終了後に、 お届けの住所、氏名、電話番号等の変更や勤務先が決まった場合は 必ず、大阪府育英会に届け出をしてください。



作成した年月日を記入してください。

返 還 猶 予 願(在学猶予)

様式 55 号 -2

公益財団法人 大阪府育英会

「在学証明書」(最近発行3ヶ月以内)を添付して、願い出をしてください。

令和○年 ○月 ○日

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金又は入学資金について、下記の学校に在学しているため、別組在学証明書等と添えて返還の猶予を願い出ます。

認印でも結構です。

借用人本人が自署し、必ず決定番号を記入してください。

	学別 採用年度 番号								フリガナ ショウガク タロウ					
決定番号	2	2	3	9	9	9	9	9	借用人氏名	奨	学	太郎		
・決定番号を記入してください。														
住所		0-0		_			*					。 没目を使用してくだ	さい。	
111	大	阪市	市都	島[ΣC) () H	1	田し	707					
自宅電話	06 - 0000 - 0000								携帯電話	15 090 - ○○○ - ○○○				

該当する学校と課程に○を付し、学校名など必要事項を記入してください。

学校	大学	1回の申請で、卒業予定年度まで猶予ができます。 (例) 現在、4年制大学の1年生の場合										
育英会使用欄	9•19•28	→ 1 _□	の申請	で4年間	、返還猶予がて	ごきます。	15	16				
課程		昼		夜間	• 通信制	• 定時制						
在学校名		○上兴			学部	00学	部					
11于121		〇大学	•		学科	〇〇科						
現在学年	1 年	修業年限	4	年	卒業予定年月	2030	年 3	月				

[・]返還の猶予期間は、その<u>学校の修業年限(最短修業期間)</u>です。ただし退学したときは、退学時までです。

★転学・休学・留年等により卒業期が延びた場合は、1年ごと(4月中)に返還の猶予手続きが必要です。

・<u>夜間又は通信制の学校に在学している18歳以上の方は、**課税証明書も併せて提出**してください。</u>(1年ごとの願い出が必要です。)

※所得状況によっては返還の猶予ができないことがあります。

大阪	府育英	会 使	用欄
 			:

必ず裏面をお読みください。

返還の猶予中または返還の猶予期間終了後に、 お届けの<u>住所、氏名、電話番号等の変更や勤務先が決まった場合</u>は 必ず、大阪府育英会に届け出をしてください。

住所・氏名・勤務先の変更届

年 月 日

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

	学別	採用年度	番	号			借用	人氏	名	
決定番号			1							
届出人氏名	(フリガナ)				(FI)	生年月日	昭和	・平成		
								年	月	日生

下記のとおり、届け出内容に異動がありましたので、届け出します。

(借用人 変更記入欄)

旧住所	(〒 –)	
新住所	(〒 一)	
新電話番号	(自宅番号) – –	(携帯番号) – –
旧氏名	(フリガナ)	改姓理由
新氏名	(フリガナ)	以处理田
新勤務先	住 所 (〒 –)	
	勤務先名	電話番号

連帯保証人(連帯借用人)変更記入欄

旧住所	(〒 –)	
新住所	(〒 –)	
新電話番号	(自宅番号) – – (携帯番号) – –	
旧氏名	(フリガナ) 改姓理由	
新氏名	(フリガナ)	
新勤務先	住 所 (〒 一)	
	勤務先名 電話番号	

★氏名変更の場合、金融機関へ届け出しましたか?

は い・ いいえ

※□座振替で返還の方は、どちらかに○でお答えください。

記入上の注意事項

- 1. 原則、借用人が届け出る必要があります。ただし、借用人が届け出できない事情がある場合は、連帯保証人(連帯借用人)から届け出してください。
- 2. 届け出る際は、変更がある項目のみを記入してください。変更がない項目は、未記入のまま空欄とするか、斜線を引いてください。
- 3. 氏名・住所を変更する場合は、変更する者の住民票を添付してください。

返還猶予願

// ***********************************		774
公益財団法人	大阪府育英会理事長	柡

年 月 日

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金又は入学資金について、下記の理由により別紙証明書を添えて返還の猶予を願い出ます。

借用人本人が自署し、必ず決定番号を記入してください。

	学別	採用年度	番号	フリガナ					
決定番号				借用人氏名					
				生年月日		年	月	В	
住所	₹	_							
自宅電話		_	_	携帯電話		_		-	
勤務先 名称				勤務先 住所	〒 −				
				電話					

返還猶予の理由 該当する願い出の理由に〇を付してください。

願い出の理由	災害 (火災・風水害等)	傷病	生活保護受給中	非課税	失業中	各種学校	留学	研究生 ・ 聴講生	学校 進学準備中	その他
育英会使用欄	1	2	3	4	5	17	18	20	21	7•26

・願い出に必要な証明書等やお知らせなど、必ず裏面マ	をお読み	ください。
---------------------------	------	-------

状;	***	頼い出をするにあたり			-	
	見込み	今後の返還の見込み	について <u>必ず記</u> 力	してください。		
(記入例)	1日でも早く	返還できる状況となり	り、大阪府育英会だ	からの貸付金を約]束どおり返還して	いきます。

返還の猶予中または返還の猶予期間終了後に、 お届けの<u>住所、氏名、電話番号等の変更や勤務先が決まった場合</u>は 必ず、大阪府育英会に届け出をしてください。

必要な証明書等

願い出の理由	願い出に必要な証明書等	証明書発行者
災害(火災•風水害等)	罹(り)災証明書等	市区町村長、消防署長
傷病	診断書等(就労困難との記載があること)	医師等
生活保護受給中	生活保護受給証明書	福祉事務所長・保健福祉センター長
非課税	非課税を証する書類	市区町村長
失業中	雇用保険受給資格者証又は、離職証明書等	公共職業安定所(ハローワーク)長等
各種学校	在学証明書(修業期間6ヵ月以上)	在学学校長
留学	在学証明書(留学期間6ヵ月以上) ※日本語訳を添付	在学学校長
研究生•聴講生	課税証明書等と在学証明書	市区町村長·在学学校長
学校進学準備中	進学準備中を証する書類	出身学校長又は担任教諭
その他	返還猶予事由を証するに足る証明書等	大阪府育英会にお問い合わせください。

- ・夜間又は通信制の各種学校に在学している方や、研究生・聴講生の場合は、課税証明書も併せて提出してください。
- ※所得状況によっては返還の猶予ができないことがあります。

返還猶予の承認のお知らせについて

- ・返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人(連帯借用人)に返還の猶予を承認した通知を送付します。
- ・本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求は停止しません。また、猶予承認前に支払った返還金は返却できません。
- ・返還の猶予期間は、返還の猶予を承認した年度の4月~3月までの期間(1年度)です。 さらに、返還の猶予事由が継続するときは、1年度ごとの願い出が必要で、通算5年が限度です。
- ・返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。

返還の猶予期間が終了したあとの手続き等について

- ・返還は猶予期間が終了した年の10月から始まりますので、同年の6月下旬から7月初旬に「返還開始のお知らせ」をお送りします。
- ・返還方法は口座振替(自動引き落とし)による月賦返還で、10月から毎月27日が返還期日となります。
 - (口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。)

口座振替の申込みは、以下の2つの方法があります。

インターネットを利用した口座振替の申込み

- ・インターネットを利用した口座振替の申込みは、返還の猶予期間が終了した年の4月中旬から受付を開始しています。
- ・大阪府育英会のホームページ中段にある「Web口座振替受付サービスのご案内」をクリックし、案内を読まれてから申込みを お済ませください。
- ・返還状況により利用できない場合や、インターネットで申込みができない金融機関がありますのでご了承ください。

インターネット以外の口座振替の申込み

・6月下旬から7月初旬にお送りする「返還開始のお知らせ」に同封している、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」で 口座振替の申込みをお済ませください。

返 還 猶 予 願(在学猶予)

か	大阪府育英会理事長	杜羊
ム金別団法人	人似们目火云珄争反	你

年 月 日

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金又は入学資金について、下記の学校に 在学しているため、別紙**在学証明書等**を添えて返還の猶予を願い出ます。

借用人本人が自署し、必ず決定番号を記入してください。

	学別	採用年度		番号		フリガナ				
決定番号						借用人氏名				
					ŕ	生年月日	年	月	В	
住所	F	_								
自宅電話		_	-	_		携帯電話	_	-	_	

該当する学校と課程に○を付し、学校名など必要事項を記入してください。

学校	大学	短期大学	大学院	高等学校高等		∮門学校	専修学校 (専門課程)	専修学校 (高等課程)				
育英会使用欄	9•19•28	10	11(M) •12(D) 13			14	15	16				
課程	昼間 ・ 夜間 ・ 通信制 ・ 定時制											
在学校名					学部							
HT-IX-U					学科							
現在学年	年	修業年限	年	卒業	予定年月		年	月				

- ・返還の猶予期間は、その学校の修業年限(最短修業期間)です。ただし退学したときは、退学時までです。
- ・転学・休学・留年等により卒業期が延びた場合は、1年ごと(4月中)に返還の猶予手続きが必要です。
- ・夜間又は通信制の学校に在学している18歳以上の方は、**課税証明書も併せて提出**してください。(1年ごとの願い出が必要です。) ※所得状況によっては返還の猶予ができないことがあります。

	大阪	府育英	会	使用欄	
!		!			
		:		- 1	
1				- 1	

必ず裏面をお読みください。

返還の猶予中または返還の猶予期間終了後に、 お届けの<u>住所、氏名、電話番号等の変更や勤務先が決まった場合</u>は 必ず、大阪府育英会に届け出をしてください。

返還猶予の承認のお知らせについて

- ・返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人(連帯借用人)に返還の猶予を承認した通知を送付します。
- ・本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求は停止しません。また、猶予承認前に支払った返還金は返却できません。
- ・返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。

返還の猶予期間が終了したあとの手続き等について

(口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。)

- ・返還は猶予期間が終了した年の10月から始まりますので、同年の6月下旬から7月初旬に「返還開始のお知らせ」をお送りします。
- ・返還方法は口座振替(自動引き落とし)による月賦返還で、10月から<u>毎月27日が返還期日</u>となります。
- 口座振替の申込みは、以下の2つの方法があります。

インターネットを利用した口座振替の申込み

- ・インターネットを利用した口座振替の申込みは、返還の猶予期間が終了した年の4月中旬から受付を開始しています。
- ・大阪府育英会のホームページ中段にある**「Web口座振替受付サービスのご案内」**をクリックし、案内を読まれてから申込みを お済ませください。
- ・返還状況により利用できない場合や、インターネットで申込みができない金融機関がありますのでご了承ください。

インターネット以外の口座振替の申込み

・6月下旬から7月初旬にお送りする「返還開始のお知らせ」に同封している、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」で 口座振替の申込みをお済ませください。

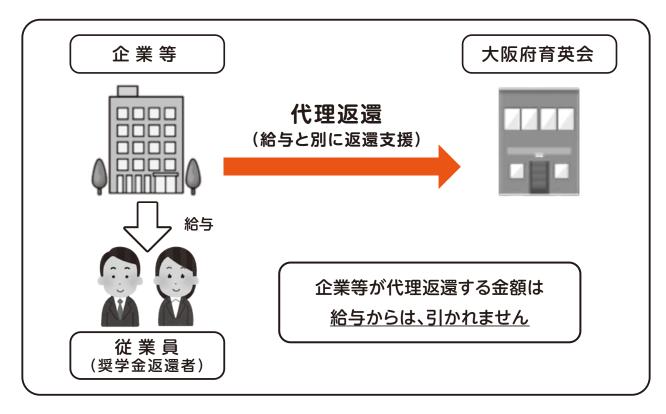
大阪府育英会

『代理返還制度』について

大阪府育英会では、企業等が奨学金を返還している従業員に代わって、奨学金を 返還できる『代理返還制度』を令和4年7月から実施しています。

奨学金の『代理返還制度』とは?

企業等が従業員(奨学金返還者)の経済的負担の軽減を目的として、 奨学金の全部または一部を代わりに返還する制度です。



- ◆ 今後、代理返還制度に賛同いただける企業等を広く募り、制度の拡充を進めていきます。
- ◆ 代理返還制度の詳しい内容や支援企業については、大阪府育英会ホームページをご覧ください。

大阪府育英会 代理返還





https://www.fu-ikuei.or.jp/dairihenkan/

〈お問い合わせ先〉



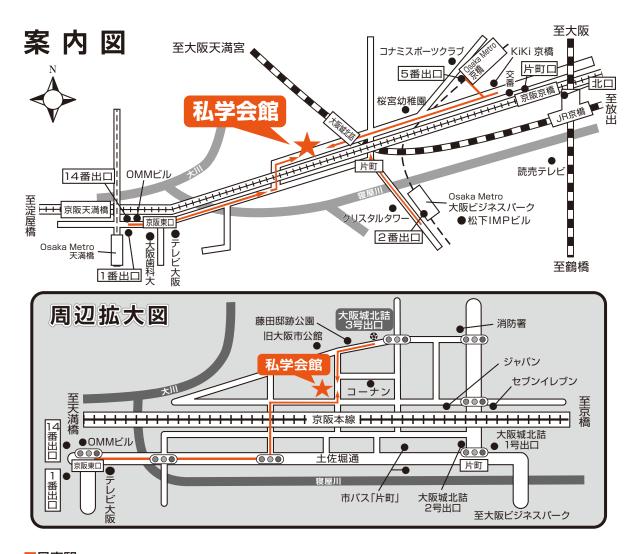
公益財団法人 **大阪府育英会** 返還収納課 06-6357-6273

願書・届出書の提出、問い合わせの記録

大阪府育英会に願書・届出書の提出、問い合わせをしたときは、メモしておきましょう。

年 月 日	事項
(例) 2026.4.10	大学 (4年制) に進学したので、返還猶予について電話で相談。 しおりに添付してある 「返還猶予願 (在学猶予) 」 (55号-2) と 「在学証明書」 を提出するようにとのこと。
(例) 2026.4.20	 「返還猶予願(在学猶予)]と「在学証明書」を大阪府育英会に送付。

※各種願・届様式については、大阪府育英会のホームページにも掲載しております。 その他、お知らせ等についても掲載しておりますので、参考にしてください。



■最寄駅

JR東西線「大阪城北詰駅」	3号出口より徒歩約2分
JR環状線·東西線「京橋駅」	北口より西へ徒歩約12分
京阪電鉄「京橋駅」	片町口より西へ徒歩約12分
Osaka Metro 谷町線·京阪電鉄「天満橋駅」	1番出□、または14番出□より東へ徒歩約12分
Osaka Metro 長堀鶴見緑地線「京橋駅」	5番出口より西へ徒歩約12分
Osaka Metro 長堀鶴見緑地線 「大阪ビジネスパーク駅」	2番出口より北西へ徒歩約10分



みらいへ羽ばたく子どもたちの 支援にご協力ください 寄 附 金 募 集

《 詳しくはホームページをご覧ください 》

大阪府育英会



